

大麻草採取栽培者免許申請審査基準

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号、以下「法」という。）第 5 条に基づく大麻草採取栽培者の免許申請の審査基準等は以下のとおりとする。

1 大麻草採取栽培者について

(1) 大麻草採取栽培者は以下の全てを満たす場合に免許を与える。ただし、申請者が単なる個人の趣味・趣向を唱えている場合や、たとえ、業として栽培する場合であっても、大麻草栽培を必要とする十分な合理性が無い場合は免許を与えない。

ア 法第 5 条第 2 項に定める欠格条項に該当しないこと。

イ 大麻草採取栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有すると認められること。

ウ 栽培地の面積は、その栽培目的から判断して、著しく狭くないこと。

エ 栽培地は、その土地の環境若しくは位置から判断して、栽培者自らが、大麻草の盗取等にあうおそれのない管理ができる場所であること。

オ 栽培目的、方法（栽培する大麻草の管理、処理方法を含む。）及び栽培によって得た繊維、種子の使用方法が、薬物乱用の助長等の保健衛生上の危害を発生させるおそれのないものであること。

カ 大麻草、大麻の種子が盗取されるおそれがないような管理体制が準備されていること。

(2) 上記(1)ただし書き中の「大麻草栽培を必要とする十分な合理性」を審査するに当たっては、次の厚生労働省通知を参考とする。

ア 大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決（平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知）

イ 麻薬等関係質疑応答集（平成 21 年 3 月 26 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡）の Q389

ウ 大麻栽培者免許に関する疑義について（平成 24 年 5 月 25 日付け薬食監麻発 0525 第 3 号 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）

エ 大麻栽培者免許に関する疑義について（平成 27 年 2 月 27 日付け薬食監麻発 0227 第 3 号 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）

オ 大麻の管理の徹底について（平成 28 年 11 月 8 日付け薬生監麻発 1108 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）

(3) 申請に必要な書類は大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和 6 年 10 月 16 日号外厚生労働省令第 140 号）第 1 条に基づき以下のとおりとする。

（申請者が個人であるとき）

ア 法施行規則第 1 条に掲げる申請書

イ 法第 5 条第 2 項第 2 号及び 5 号に該当しない旨の診断書

ウ 申請者の略歴を記載した書類

エ 申請者の住民票の写し

オ 公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又は愛知県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

- カ 申請者が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- キ 栽培地の登記事項証明書
- ク 栽培地の区域を示す図面
- ケ 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し
その他申請者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類
- コ 事業計画書
- サ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真
- シ 申請者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

(申請者が法人又は団体であるとき)

- ア 法施行規則第1条に掲げる申請書
- イ 業務を行う役員が法第5条第2項第2号及び5号に該当しない旨の診断書
- ウ 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- エ 業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類
- オ 業務を行う役員の住民票の写し
- カ 業務を行う役員の公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又は愛知県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- キ 業務を行う役員が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- ク 栽培地の登記事項証明書
- ケ 栽培地の区域を示す図面
- コ 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し
その他申請者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類
- サ 事業計画書
- シ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真
- ス 申請者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し
- セ 大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者
に対する使用関係を証する書類
- ソ 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

2 実地調査等について

免許申請を審査する際は、申請者本人から申請理由等を確認し、また、栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置を調査し、大麻草及び大麻の管理状況等が上記基準に該当しているかを確認すること。

3 薬事審議会への諮問について

この基準によるほか、保健衛生上の危害防止の見地から必要と思われる場合は、薬事審議会の意見を聞くことができる。

附 則

- 1 この基準は平成 10 年 7 月 24 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際に既に免許を受けている者については、平成 10 年 12 月 31 日までは、この基準は適用しない。

附 則

- 1 この基準は平成 29 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 この基準は令和 2 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は令和 6 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際に既に免許を受けている者については、令和 6 年 12 月 31 日までは、この基準は適用しない。



医薬麻第35号

平成11年1月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省医薬安全局麻薬課長

大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決

平成10年7月21日愛知県知事がなした大麻取扱者免許交付却下処分に対する審査請求については、別添のとおり平成11年1月14日厚生省取医薬第15号をもって裁決がなされたので、今後大麻取扱者免許交付時の審査にあたり参考とされたい。



別 添

厚生省収医薬第15号

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

原処分

平成10年7月21日付け愛知県知事の
審査請求人に対する大麻取扱者免許交付
却下処分

平成10年8月31日付けで提起された上記処分に係る行政不服審査法（昭和
37年法律第160号）に基づき審査請求について、次のとおり裁決する。

平成11年1月14日

厚生大臣 宮 下 創 平

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

理 由

第1 事実の概要

1. 審査請求に至る経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成10年5月21日、食用目的で大麻を自宅バルコニーで栽培するため、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づき、愛知県知事（以下「処分庁」という。）に対し、大麻栽培者免許の交付申請を行ったところ、処分庁は、愛知県薬事審議会に諮問した上で、平成10年7月21日付けで、「個人の趣向のみの栽培理由では、大麻栽培を必要とする十分な合理性がない」「現在の社会状況から判断するに、むやみに栽培免許を与えることは濫用を助長する恐れがある」旨を理由として、当該申請に係る免許交付を却下する処分を行った。

本件は、請求人が、処分庁の原処分の取消しを求めて、平成10年8月31日付けで審査請求を提起した事案である。

2. 請求人の主張

処分庁が行った免許交付却下処分が以下の通り、違憲・違法又は不当な処分であることを理由として、当該処分の取消を求める。

- (1) 「個人の趣向のみの栽培理由では、大麻栽培を必要とする十分な合理性がない」とする処分理由は、憲法第13条、第25条及び第31条並びに大麻取締法第5条に違反する。
- (2) 「現在の社会状況から判断するに、むやみに栽培免許を与えることは濫用を助長する恐れがある」とする処分理由は、合法的な根拠がなく、憲法第13条、第14条、第25条及び第31条並びに大麻取締法第5条に違反する。

第2 検討

大麻取締法には法律上その目的規定は規定されていないところであるが、同様の法目的を持つ麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第

1条や覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第1条と比較考量するに、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると解するのが相当である。

大麻取締法においては、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、同法第5条の規定により大麻を取り扱う者について免許制を採り、同法第3条第1項の規定によりこの免許を受けた者以外の者が大麻を取り扱うことを禁止している。また、免許を付与するに当たり、同法第5条第2項に規定する絶対的欠格事由に該当しないことはもちろんのこと、同法の目的に反しない者であるか否かの判断を、都道府県知事にかからしめていると解するのが相当である。

大麻はその精神薬理作用そのものが個人や社会に有害な影響を及ぼすものであり、国民の保健衛生の向上と社会の安全保持をもその責務の一つとする国家が立法政策上、大麻を単なる個人の嗜好品等として放置することなく、大麻取締法で規制することは相当であり、現行の大麻取締法による規制の範囲・程度が合理的根拠を欠き、立法における裁量の限界を逸脱しているものとは認めることはできない旨判示されているところである（昭和五五（う）第九八九号、昭五六・六・一五 東京高裁第三刑事部判決）。

以上のことを踏まえて、処分庁が大麻取扱者免許交付を却下した判断が妥当であるか否か検討する。

(1) 「個人の趣向のみの栽培理由では、大麻栽培を必要とする十分な合理性がない」と判断したことについて

大麻取締法は、請求人の主張する占領政策という政治経済的な理由によるものではなく、大麻の有害性に基つき、大麻の濫用による保健衛生上の危害防止の観点から、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取り扱う者を免許制とし、この免許を受けた者以外の者が大麻を取り扱うことを禁止し、大麻の栽培をはじめとする一定の行為を規制しているものである。

従って、例えば種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなど何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができると解するのが相当である。

処分庁は、本件免許申請に係る栽培行為は専ら個人の趣向のみを理由として大麻栽培を必要とする十分な合理性がないとして免許交付却下処分を行ったものであり、大麻取締法第5条の適用に当たって違法はなかったものとするのが相当である。

(2) 「現在の社会状況から判断するに、むやみに栽培免許を与えることは濫用を助長する恐れがある」と判断したことについて

大麻の精神薬理作用が個人や社会に有害な影響を及ぼすことは、前述の判例で認められているところであり、請求人の主張するようにアルコールやタバコと比較して大麻の規制が不合理な差別であり違憲であるとは認められない。この大麻の有害性を否定した上で、むやみに栽培免許を与えることは濫用を助長する恐れがあるとする原処分理由には合理的な根拠がないとする請求人の主張は認められない。

薬物濫用が社会問題となっている地域の状況を踏まえて、処分庁が請求人の免許申請に係る大麻の栽培が濫用を助長するおそれがあることを理由に慎重な判断を下したことは、免許権者の判断として十分な合理性を有するものと認められる。

以上の理由により、処分庁がなした免許交付却下処分は、所論の掲げる憲法及び大麻取締法の各規定に違反するものとは認められないので、当該処分が違憲・違法又は不当な処分であるとは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないと認められることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

麻薬等関係質疑応答集

平成21年3月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

Q389. 大麻取扱者の免許交付審査における注意点を教えてください。

大麻取締法には、法律上その目的規定は明文では規定されていませんが、麻薬及び向精神薬取締法第1条や覚せい剤取締法第1条と比較考量すると、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると考えます。

よって、この目的に反するものでなければ、免許することになりますが、具体的には、

- 1) その栽培や研究の目的が、法の趣旨と照らして妥当であるか。特に法が、免許制度により原則として大麻の栽培等を禁止している趣旨にかんがみ、その栽培等が国民にとって必要不可欠なものであるかどうかなど、禁止を除外するに値するものであるか否か。
 - 2) 盗難防止対策が十分になされるかどうか。
 - 3) 目的以外の葉や茎が適切に処分される体制が整っているか。
- などを十分検討していただき、適当でない場合には免許を与えないことが妥当と考えます。

写

薬食監麻発0525第3号

平成24年5月25日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

大麻栽培者免許に関する疑義について（回答）

標記について、別添1のとおり群馬県健康福祉部から照会があり、別添2のとおり回答したので参考までに通知する。

写

案 第122-2号
平成24年5月23日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 様

群馬県健康福祉部長 片野清明



大麻栽培者の免許に関する疑義について（照会）

このことについて、下記のとおり疑義が生じたのでご教示願います。

記

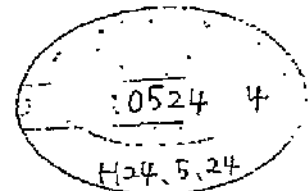
大麻栽培者に係る免許申請の審査を行うにあたっては、平成10年7月21日愛知県知事がなした大麻取扱者免許交付却下処分に対する審査請求に係る裁決書や麻薬等関係質疑応答集及び関連する疑義照会などにより検討し審査することとしており、それによれば、大麻取締法（昭和23年法律第124号）には法律上その目的規定は定められていないものの、同様の法目的をもつ麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第1条や覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第1条と比較考量すれば、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としていると解され、大麻の栽培は、大麻取締法の趣旨に鑑みて、その目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものであるなどの、禁止を解除するに値する社会的有用性が認められる場合に限り免許すべきとの見解である。

今般、本県において、盗難防止対策として有害成分含有量の少ない大麻を栽培し、得られた種子を既存栽培地における栽培に使用するほか、当該種子を他の栽培者に普及することを視野に入れ、公的機関に代わって国の奨励している遺伝資源の保存及び管理を行うとの目的で大麻栽培者の新規免許申請がなされた。

現在薬物乱用が大きな社会問題となり、国をあげて薬物乱用防止対策に取り組んでいる最中、大麻の有害成分は微量の摂取でも精神作用が発現し、加えて当該成分を抽出・濃縮することで濃度を高めることが可能であることから、たとえ低濃度の大麻であっても、濫用のおそれがある。

さらに、申請者が目的として掲げている種子を他の栽培者に普及することやアサの遺伝資源の保存及び管理という目的は、伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものとは言えず、禁止を解除するに値する社会的有用性は認められない。

したがって、以上の理由から、本申請の内容については、大麻の濫用防止及び保健衛生上の危害防止の観点から免許を交付する合理的な理由がないと判断し、免許すべきではないと解するがいかかか。



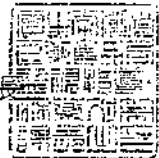
川

写

薬食監麻発0525第2号
平成24年5月25日

群馬県健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



大麻栽培者免許に関する疑義について（回答）

平成24年5月23日付け薬第122-2号により照会があった標記については、貴見のとおりと解する。



写

薬食監麻発0227第3号

平成27年2月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

大麻栽培者免許に関する疑義について（回答）

標記について、別添1のとおり東京都福祉保健局健康安全部長から照会があり、別添2のとおり回答したので参考までに通知する。



写

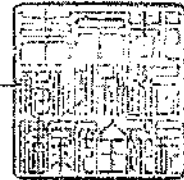
26 福保健薬第3759号

平成27年 2月24日

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

中谷 肇



大麻栽培者免許に関する疑義について（照会）

このことについて、下記のとおり疑義が生じたのでご教示願います。

記

大麻取締法（以下「法」という。）は、目的規定が定められていないものの、類似の規制が加えられている麻薬及び向精神薬取締法（同法第1条参照）及び覚せい剤取締法（同法第1条参照）と同様に、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止することをその目的としていると解され、大麻の有害性を前提として、大麻の栽培を一般的に禁止している。

そのため、この例外として、法第5条第1項に基づき、知事が大麻栽培者の免許を与えるためには、栽培目的等が法令の趣旨に反しないことが必要であるから、都知事は、審査基準の3において「栽培目的等が法令の趣旨に反しないこと」と定めている。

具体的には、栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものの製造などといった禁止を解除するに値する、現に社会的に相当な有用性のある需要に基づいて、大麻草を栽培する必要があるかという観点から判断している。

今般、東京都において「健康長寿食品として販売および災害時の保存食として麻の実の自給、茎の有効利用、伝統文化を伝え交流、親睦を深める。」ことを目的として大麻草を栽培しようとする者から、大麻栽培者免許申請があった。

そこで申請内容を審査したところ、①健康長寿食品や災害時の保存食については、既に大麻の実を原材料としない数多くの代替製品が市場に普及しており、大麻の実を原材料とした健康長寿食品や災害時の保存食が生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものとは認められず、②小物やアクセサリについては、既に大麻の茎を原材料としない数多くの代替製品が市場に普及しており、大麻の茎を原材料とした小物やアクセサリが生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものとは認められず、③本件申請者がしめ縄や下駄の作製を子供達や外国人に教えるために、自らが栽培した大麻を使用することが、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要であるとも認められない。そのため、本件申請者に対し大麻の栽培の禁止を解除するに値する社会的有用性は認められず、大麻草を栽培する必要があると認めることはできない。

したがって、以上の理由から、本申請に対し免許することは適当でない判断するが、いかがか。

写

薬食監麻発0227第2号

平成27年2月27日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

大麻栽培者免許に関する疑義について (回答)

平成27年2月24日付け26福保健薬第3759号により照会があった標記については、貴見のとおりと解する。



薬生監麻発 1108 第 1 号
平成 28 年 11 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

大麻の管理の徹底について

今般、都道府県知事により大麻栽培者免許を与えられた法人の代表者及び従業員が、大麻を不正に所持し、地方厚生局麻薬取締部により大麻取締法違反で逮捕される事案が発生しました。

改めて申し上げるまでもなく、大麻は大麻取締法の規定により、所持、栽培、譲受、譲渡等が禁じられ、違反した場合は刑罰が科せられます。また、大麻は世界で最も濫用されている薬物であるとともに、1961 年の麻薬に関する単一条約で規制される麻薬でもあります。

今回の事案は、国及び都道府県による薬物濫用防止の取組みに対する国民の信頼を揺るがしかねない重大なものです。大麻取扱者の免許付与について、これまで以上に慎重かつ十分な検討の下に判断されるとともに、今後下記の点に留意し、引き続き、大麻の管理の徹底に最大限努められるようお願いいたします。

記



1. 免許審査

大麻取扱者免許申請に係る審査に当たっては、「大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決」（平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知。以下「平成 11 年通知」という。）において、都道府県による大麻取締法第 5 条の適用に当たって、「例えば種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなど何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができる」とし、また「薬物濫用が社会問題となっている地域の状況を踏まえて、処分庁が請求人の免許申請に係る大麻の栽培が濫用を助長するおそれがあることを

理由に慎重な判断を下したことは、免許権者の判断として十分な合理性を有するものと認められる」としていることを踏まえて、大麻が濫用薬物であり、濫用された場合の保健衛生上の危害が甚大であることを考慮し、十分に検討した上で対処すること。免許審査基準を作成していない自治体にあっては作成を検討すること。

さらに、免許付与に際しては、大麻栽培地、倉庫、その他大麻に関係ある場所における十分な盗難防止対策を講じること、栽培関係者以外の第三者を不必要に栽培地等に立ち入らせないようにするための規則等を整備し、当該規則の遵守を確認することなどを免許付与の条件とする等、免許審査の段階から将来の不正事案発生の予防を見通した対応を行うこと。

2. 監視の強化

麻薬取締員が栽培地等への立入検査を定期的に行い、状況確認を確実にし、栽培地等やその周辺において不正な行為や不適切な行為が行われないよう監視の強化を行うこと。なお、不正な行為を認知した場合には、免許の取消も考慮しつつ厳正な対処を行うこと。特に、第三者を不必要に栽培地等に立ち入らせないこと等により、保健衛生上の危害の発生を防止するため、十分な監督を行うこと。

3. 大麻取扱者への指導

既に免許を付与している大麻取扱者に対しては、再申請時の免許の付与の可否も検討項目とし、適正な大麻栽培及び栽培した大麻の管理を徹底させるとともに、盗難防止や栽培地の適正管理に努めるよう、具体的に指導すること。

4. 関係部局との連携

最近の大麻栽培免許に係る申請は、地域おこしや農地の利活用等の目的で申請された例もあると承知している。平成11年通知で示したとおり、免許権者として「大麻の栽培を必要とする十分な合理性」を判断する必要があることを踏まえ、産業振興部局や農林水産部局等の関係部局、また、市町村の関係部局にも事前に十分な理解を得ておくようにすること。